

大学共同利用機関法人自然科学研究機構予算管理規則

平成16年4月1日  
自機規則第4号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 予算編成（第5条－第7条）
- 第3章 予算の配分（第8条－第11条）
- 第4章 予算の執行（第12条－第14条）
- 第5章 予算の補正（第15条）
- 第6章 予算の繰越（第16条）
- 第7章 決算報告書（第17条）
- 第8章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構会計規程（平成16年規程第25号。以下「会計規程」という。）に規定する予算の編成，執行等に係る手続について定めるとともに，予算の適正かつ効率的な運用を図るため，この規則を定めるものとする。

（会計基準等との関係）

第2条 予算の手続については，国立大学法人会計基準及び会計規程に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規則において予算とは，事業年度における業務運営に関する計画を明確に計数化した予算（以下「収入支出予算」という。）をいう。

（予算単位及び予算責任者）

第4条 会計規程第5条に定める予算単位及び予算責任者は，別表1のとおりとする。

2 会計規程第6条第3項に規定する事故等とは，次の各号に該当する場合とする。

- 一 欠員となったとき。
- 二 休暇，欠勤等により長期にわたりその職務を執ることができないとき。

三 業務のため、長期にわたり出張するとき。

## 第2章 予算編成

(予算編成方針)

第5条 機構長は、収入支出予算の編成に当たり、概算要求の状況を勘案した予算編成方針を策定しなければならない。

2 機構長は、前項に規定する予算編成方針を策定後、速やかに予算責任者に通知しなければならない。

(予算単位の予算案)

第6条 予算責任者は、予算編成方針に基づいて所掌する予算単位の予算計画書を作成し、機構長に提出しなければならない。

(機構の予算の編成)

第7条 機構長は、予算責任者から提出された当該予算単位の予算計画書について検討、整理し、これらを統合した収入支出予算案を作成しなければならない。

2 機構長は、第5条第1項に規定する予算編成方針及び前項に規定する収入支出予算案を、機構会議及び経営協議会に提出し審議の後、役員会の議を経て、事業年度開始前までに収入支出予算を決定しなければならない。

## 第3章 予算の配分

(収入支出予算の配分)

第8条 機構長は、収入支出予算決定後、速やかに予算単位へ配分し、その旨を事業年度開始前までに予算責任者に通知しなければならない。

(予算単位内の予算配分)

第9条 予算責任者が、前条及び第10条の規定により配分された予算単位の予算を別の職員に配分するときは、配分先に配分する予算額を通知しなければならない。

(追加配分)

第10条 機構長は、追加の予算措置が必要と認められる場合には追加配分を行うことができるものとし、追加配分を行った場合には速やかに予算責任者に通知しなければならない。

(予算の変更)

第11条 機構長は、機構の経営状況を勘案し、必要があると認めるときは、その内容

について機構会議及び経営協議会の審議に付し、役員会の議を経た上で、既に配分した予算の金額を変更することができる。ただし、緊急を要するため、前項の手続を経ることができない場合、又は年度当初計画に重要な変更を生じさせない場合は、機構長においてあらかじめこれを決定し、その直後に開かれる前段の諸機関に報告してその追認を受けなければならない。

#### 第4章 予算の執行

##### (収入予算の執行)

第12条 予算責任者は、収入予算の執行に当たり、割当てられた収入額の確保に努めなければならない。

##### (予算単位間の予算の移用)

第13条 予算責任者は、予算単位に配分された予算を他の予算単位に移用する必要が生じたときは、予算移用申請書を機構長に提出するものとする。

2 機構長は、前項に規定する移用の申請に対して審査を行い、移用を認めた場合には、その旨を当該予算責任者に通知し、これに基づき予算配分額の振替を行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、基礎生物学研究所、生理学研究所、分子科学研究所、生命創成探究センター及び岡崎統合事務センター間の予算の移用については、当該予算単位の予算責任者に権限を委任するものとする。

##### (予算単位内の予算の流用)

第14条 予算責任者は、予算単位に配分された予算の総額の範囲内において、予算科目を超えて支出を行う必要が生じたときは、予算流用申請書を機構長に提出し、他の予算科目からの流用を要求しなければならない。

2 機構長は、前項に規定する流用の申請に対して審査を行い、流用が認められた場合には、その旨を当該予算責任者に通知し、これに基づき予算配分額の振替を行わなければならない。

3 予算責任者は、予算単位に配分された予算の総額の範囲内において、予算科目の変更を伴わない限り、予算単位内の配分額を変更することができる。

#### 第5章 予算の補正

##### (予算の補正手続)

第15条 機構長は、予算編成方針の変更に伴い予算の変更を要する事象が生じた場合には、第7条第2項に規定する手続に従って補正予算を編成し、これを配分しなければならない。

## 第6章 予算の繰越

(予算の繰越)

第16条 会計規程第16条に規定する予算を繰り越すことができる場合とは、次の各号のいずれかとする。

- 一 運営費交付金を財源とし、事前に機構長より業務の達成度が客観的に把握できるものとして指定を受けた事項において事業年度終了時において業務が未執行の場合
- 二 契約を締結したにもかかわらず、機構の責によらない理由で事業年度終了時において未検収の場合
- 三 その他法令等により必要と認められる場合

## 第7章 決算報告書

(決算報告書)

第17条 会計規程第17条に規定する決算報告書は、機構本部経理責任者が別に定める。

## 第8章 雑則

(補則)

第18条 この規則の実施に関し必要な事項は、機構本部予算責任者が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

## 附 則（令和5年2月16日改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則（令和5年12月27日改正）

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構予算管理取扱要領（平成18年3月30日機構長決定）は、廃止する。

別表1 予算単位及び予算責任者（第4条関係）

予算単位	予算責任者	備考
機構本部	事務局長	
国立天文台	国立天文台長	
核融合科学研究所	核融合科学研究所長	
基礎生物学研究所	基礎生物学研究所長	
生理学研究所	生理学研究所長	
分子科学研究所	分子科学研究所長	
共創戦略統括本部	共創戦略統括本部長	
アストロバイオロジーセンター	アストロバイオロジーセンター長	
生命創成探究センター	生命創成探究センター長	
岡崎統合事務センター	岡崎統合事務センター長	